

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成30年6月10日 10時52分ごろ
発生場所	宮城県石巻市 ^{ふたかど} 二角埼南西方沖 二鬼城埼灯台から真方位342° 1.7海里付近 (概位 北緯38° 20.3′ 東経141° 24.4′)
事故の概要	漁船第十八 ^{しやうえい} 勝栄丸は、南東進中、定置網に進入し、垣網が破損した。
事故調査の経過	平成30年8月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八勝栄丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134380、株式会社勝栄丸
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 垣網に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか28人（インドネシア共和国籍11人、日本国籍9人、キリバス共和国籍8人）が乗り組み、生き餌のいわしを購入後、石巻市^{たけのはま}竹浜を出発し、台風避難の目的で宮城県気仙沼市気仙沼漁港に向けて二角埼南西方沖を約12ノットの対地速力で南東進した。</p> <p>船長は、乗組員の1人から‘石巻市^{おしか}牡鹿半島と石巻市田代島、石巻市^{あじ}網地島との間’（以下「本件水道」という。）の中央を航行すれば定置網等を避けることができるとの助言を受け、本件水道を通過することとした。</p> <p>本船は、船長が、単独で船橋当直中、進行方向の海面に設置された定置網の浮きの塊二つを認め、浮きの塊の間を航行できると思い、浮きの塊に注意して南東進中、船首方の至近距離にロープ1本を認め、すぐに主機を中立運転としたものの、ロープを乗り越えた。</p> <p>船長は、応援を依頼し、来援した生き餌の販売業者の小型船に乗り移り、定置網を確認したところ、本船が‘二角埼南西方沖に設置された小型定置網’（以下「本件定置網」という。）に進入し、本件定置網の垣網（全長約450m、東西方向に設置）が破損したことを知った。</p> <p>本件定置網の所有者は、本事故発生時の118番通報を行った。</p>

	<p>船長が認めたロープは、垣網の胴縄であり、直径約32mm、合成繊維製であった。</p> <p>船長は、本件水道には定置網や養殖^{いかだ}筏が多数設置されていることを知っていたが、詳細な設置位置を知らなかった。</p> <p>海上保安庁の沿岸海域環境保全情報（CeisNet：シーズネット）は、本事故発生場所付近が共同漁業権に基づき漁業が営まれる水域であることの情報を提供している。</p>
分析	<p>本船は、本件水道を南東進中、本件定置網と他の定置網との間を通過する際、船長が、本件定置網の詳細な設置位置を知らなかったことから、本件定置網に進入し、垣網が破損したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件水道を南東進中、本件定置網と他の定置網との間を通過する際、船長が、本件定置網の詳細な設置位置を知らなかったため、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定置網等が設置されている水域又はその付近を航行する場合は、常時周囲の見張りを適切に行うとともに、回避動作がとれる速力とすること。 ・ 事前に航行予定水域の水路調査を行うこと。